

－制定・改廃の概要－

条例・規則名 火災予防条例施行規則の一部を改正する規則

公布年月日・番号 令和5年10月13日・東京都規則第140号

1 概要

(1) 改正理由

- ア 蓄電池設備に係る火災予防条例改正に伴う所要の整備を行った。
- イ 第25期火災予防審議会における答申を踏まえ、現在の社会情勢に即した施錠方法の在り方について検討した結果、避難口等に設けられる戸の施錠方法に関する基準を見直した。
- ウ 消防法施行規則及び対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令の一部を改正する省令（令和5年総務省令第8号）により、既に改正されている消防法施行規則の様式にならい、記入項目の明確化等のため、火災予防条例施行規則の様式を一部変更した。

(2) 改正内容

- ア 避難口又は地上に通ずる主たる通路に設ける戸の施錠方法について、避難口等の区分に応じて定めていた施錠方法の表を削除し、非常の際自動的に解錠できる装置を設けてあるもの又は鍵等を用いず屋内から1の動作で容易に解錠できるものに統一した（条例規則第11条の3関係）。
- イ 消防用設備等（特殊消防用設備等）設置届出書及び防火対象物使用開始届出書の工事等開始日を削った（別記第3号様式の2及び第8号様式の4関係）。
- ウ その他条例改正に伴い所要の整備を図った。

2 施行日

令和6年1月1日とする。ただし、別記第3号様式の2及び第8号様式の4の改正規定は、公布の日（令和5年10年13日）から施行とする。